会期日程表
陳情文書表
第 1 号(9月17日)
開会、散会の日時
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名5
事務局出席者
議事日程
開会及び開議の宣告・・・・・・8
会議録署名議員の指名8
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
行政報告
諮問第1号の上程、説明10
議案第44号の上程、説明
議案第45号の上程、説明12
議案第46号の上程、説明・・・・・・・・13
議案第47号の上程、説明14
議案第48号の上程、説明・・・・・・・・15
議案第49号の上程、説明・・・・・・・・・・16
議案第50号の上程、説明18
議案第51号の上程、説明・・・・・・・・19
議案第52号の上程、説明20
議案第53号の上程、説明21
認定第1号の上程、説明22
認定第2号の上程、説明25

認定第3号の上程、説明・・・・・・・27
認定第4号の上程、説明・・・・・・28
認定第5号の上程、説明・・・・・・30
認定第6号の上程、説明・・・・・・31
報告第4号の上程、報告・・・・・・・32
報告第5号の上程、報告・・・・・・・33
報告第6号の上程、報告・・・・・・・34
散会の宣告·······35
第 2 号(9月18日)
開議、散会の日時・・・・・・・37
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名37
事務局出席者38
議事日程
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
一般質問39
大 城 佐 一 議員39
具志堅 朝 秀 議員46
農業委員会委員の推薦について48
散会の宣告·························48
第 3 号(9月19日)
開議、散会の日時
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名51
事務局出席者
議事日程

開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
諮問第 1 号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決・・・・・・・・・・54
議案第44号の質疑、委員会付託
議案第45号の質疑、委員会付託・・・・・・・55
議案第46号の質疑、委員会付託・・・・・・・57
議案第47号の質疑、委員会付託・・・・・・・・57
議案第48号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決57
議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託・・・・・・・58
議案第 5 0 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第 5 1 号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託·······60
議案第52号の質疑、委員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第 5 3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決61
認定第 1 号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託・・・・・・・・62
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託63
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託63
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託64
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託64
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
休会について
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 4 号(9月26日)
開議、閉会の日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名67
事務局出席者
議事日程
開議の宣告・・・・・・・・・・・70

議案第44号~議案第46号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決70
議案第47号及び議案第52号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決73
議案第49号~議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決75
認定第1号~認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決78
陳情第8号~陳情第12号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決84
陳情第13号の上程、委員会付託の省略、討論、採決88
意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決89
意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決91
議員派遣の件・・・・・・94
閉会の宣告・・・・・・・95
署名議員95

平成20年第7回定例会会議録 (会期日程表)

開会 平成20年9月17日

会期10日間

閉会 平成20年9月26日

月日	曜日	会議別	開議時間	日程	
9月17日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議 案提案説明、報告第4号~第6号の報告 (農業委員会委員の推薦について協議)	
9月18日	木	本会議	午前10時	一般質問、農業委員会委員の推薦について	
9月19日	金	本会議委員会	午前10時 午後1時	諮問第1号、議案第48号、第53号付託省略 (即決) 議案第44号~第46号総務常任委員会付託 議案第47号及び議案第52号経済建設常任委員会 議案第49号~51号予算審查特別委員会付託 認定第1号~認定第6号決算審查特別委員会付託 議案第44号~第46号総務常任委員会 (説明~採決) 陳情第8号~陳情第12号総務常任委員会 (検討~採決)	
9月20日	土	休 会			
9月21日	日	休 会			
9月22日	月	委員会	午前10時	議案第49号~第51号決算審査特別委員会 (説明~採決) 議案第47号及び第52号経済建設常任委員会	
			午後1時	議条第47号及U第52号経済建設吊任安貝会 (説明~採決)	
9月23日	火	休 会		秋分の日	

月日	曜日	会議別	開議時間	日	程
0 8 94 8	→ ~	委員会	午前10時	監査委員決算審査意見書説明	
9月24日	水	安貝云	十削10吋	決算審査特別委員会	(説明~検討)
9月25日	木	委員会	午前10時	決算審査特別委員会	(説明~採決)
			生	議案第44号~議案第47号総務	常任委員会委員長
				報告、質疑、討論、表決	
				議案第49号~議案第51号予算	審查特別委員会委
				員長報告、質疑、討論、表決	:
0 8 96 1	9月26日 金 本	: 本会議 午後3時		議案第47号及び議案第52号経	済建設常任委員会
9月20日			十後3时	委員長報告、質疑、討論、表決	
				認定第1号~認定第6号決算	審查特別委員会委
				員長報告、質疑、討論、表決	:
				総務常任委員会委員長報告	(陳情) 質疑、討
			論、表決、意見案等の処理((閉会)	

会期日数 10日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付 託 委員会
8	平成20年7月28日	「協同出資・協同経営で 働く協同組合法(仮称) の速やかな制定を求める 意見書」採択を求める陳 情	「協同労働の協同組 合」法制化市民会 議・沖縄 代表 幸地良丈	総務常任 委員会
9	平成20年8月29日	学校現場の多忙化を解消 し、「労働安全衛生委員 会」の設置を進める陳情	沖縄県教職員組合 中央執行委員長 大浜敏夫	総務常任 委 員 会
10	平成20年8月29日	「30人以下学級完全実 現」のための陳情	沖縄県教職員組合 中央執行委員長 大浜敏夫	総務常任 委 員 会
11	平成20年8月29日	「全国学力・学習状況調 査」の公表等に関する陳 情	沖縄県教職員組合 中央執行委員長 大浜敏夫	総務常任 委 員 会
12	平成20年9月2日	09年度政府教育予算の拡 充を求める意見書の採択 に関する陳情	沖縄県教職員組合 国頭支部委員長 具志川百々枝	総務常任 委員会



平成20年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成20年9月17日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成20年9月17日 午前10時00分) 散 会 (平成20年9月17日 午前11時33分)

2. 出席議員(10名)

 1番議員 大 城 佐 一
 6番議員 宮 城 武

 2番議員 新 城 一 智
 7番議員 具志堅 朝 秀

 3番議員 友 寄 景 光
 8番議員 平 良 英 勝

 4番議員 東 武 久 9番議員 平 良 嗣 男

 5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

シークワーサー 山 城 村 長島袋義久 均 振興室長 建設環境 副村長宮城重徳 新 里 政 長 企画観光 総務課長島袋幸俊 島 袋 一 道 課 長 財務課長 神 里 富 松 会計課長 山 城 清 安 住民福祉 宮 城 博 俊 教育長平良 宏 産業振興 新 城 寛 教育課長友寄景善 課

選挙管理 委 員 会 島 袋 幸 俊 監 査 宮 城 豊 書 記 長 事務局長

農業委員会 新城 寛

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長宮城豊係長真喜志亮

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
6	議 第44号	大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議 第45号	大宜味村むらづくり応援寄附条例	提案説明
8	議 案 第46号	大宜味村結い基金条例	提案説明
9	議 第47号	大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴 収条例	提案説明
10	議 第48号	沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について	提案説明
11	議 第49号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
12	議 第50号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	提案説明
13	議 第51号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	議 第52号	塩屋集落道路改良工事の請負契約について	提案説明
15	議 第53号	大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則	提案説明
16	認 定第 1 号	平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定 について	提案説明
17	認 定第2号	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について	提案説明
18	認 定 第 3 号	平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出 決算認定について	提案説明
19	認 定第 4 号	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	提案説明
20	認 定 第 5 号	平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計 歳入歳出決算認定について	提案説明
21	認 定 第 6 号	平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について	提案説明
22	報 告 第 4 号	平成19年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及 び決算報告について	報告
23	報 告 第 5 号	平成20年度の健全化判断比率の報告について	報告
24	報 告 第 6 号	平成20年度の資金不足比率の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。ただいまから平成20年第7回大宜味村議会 定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(宮城功光) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、4番 東 武久議員 及び5番 金城 勇議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長(宮城功光) 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの10日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの10日間に決定しました。

◎諸般の報告

O 議長(宮城功光) 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。

次に、会議等について報告いたします。

6月22日、東村村制施行85周年の記念式典、祝賀会に出席をし、その後28日、沖縄全戦

没者追悼式、北部議長会や県議長会の会議等がたくさんありましたが、特に今回、8月21日から9月5日までの16日間、南米移住100周年記念式典に行きました。ブラジル、アルゼンチン両国とも、村人会の皆さんが頑張っている姿を見て大変感激をし、また誇りに感じました。これからさらに、若いメンバーが南米で村人会の役員として頑張っていることは、大変、今後、郷友会の発展に大きく寄与できるものと期待をしているところであります。

その他、詳しいことにつきましては、報告書をもって後で報告を提出したいと思います。 その他会議等につきましては、お手元に配りましたとおり出席、参加をしておりますの で、目を通していただきたいと思います。

以上で、会議等の報告を終わります。

◎行政報告

O 議長(宮城功光) 日程第4 行政報告を行います。 村長から申し入れがあります。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) おはようございます。

平成20年第7回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員ご出席のもと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、簡単に行政報告として、幾らかかいつまんで申し上げます。

6月13日に各種団体グラウンドゴルフ大会が行われまして、これは高齢となりました各種団体グラウンドゴルフ大会でございますが、大宜味小学校グラウンドで開催されました。 9時からの老人クラブの大会には、80歳以上の高齢者も多く、21チーム126人が参加、にぎわいました。中には、ホールインワンを2度出し、若者顔負けのスコアを記録する人

や、チームメートの失敗を励ましプレーをするなど、高齢者の元気さを感じました。

また、5時からは、屋古子ども会を初め成人会、婦人会など、17チーム102人が参加し、各自のペースで楽しいひとときを満喫していました。大保成人会は、日ごろから公民館周辺での練習が実り、団結力で5連覇を達成いたしました。屋古子ども会は、少年野球やミニバスケットの練習の合間を活用し、忙しい中、子ども会唯一の参加で大会を盛り上げました。

なお、その他のことにつきましては添付してございますので、ご参照いただければと思

います。

次に、7月5日は、第5回リクジョっ子大会が行われまして、5回目を迎えましたリクジョっ子大会は、天気に恵まれ大宜味小学校グラウンドで盛大に開催されました。大会は、あらゆるスポーツの原点であります、陸上競技を通して、村内児童生徒の体力増進を図るとともに、これからの陸上シーズンに備える、走る・跳ぶ・投げるの技術を身につけさせることにつながり、児童生徒を激励する有意義な大会となっています。大会新記録や好記録も続出し、年々レベルも向上してきています。県児童オリンピックでは、優勝者や2位、3位、上位入賞者も出て、大会の成果としてあらわれています。団体は、大宜味校区が小中学校、男女、どの分野でもむらなく得点し、第1回から続いている連覇を5つまで伸ばしていました。

なお、そのほかにつきましては、資料として添付してございますので、ご参照いただけ ればと思います。

それから、8月に入りまして、8月9、10日は夏まつりでございまして、塩屋漁港広場で開催されましたこの夏まつりは、村内外から多くの人出でにぎわいました。オープニング前まで雨が降り心配されましたが、直前にやみ、2日間のスタートを切りました。保育所児の太鼓や踊り、若者による熱気あふれるライブ、老人芸能ステージに会場も一体となり、アンコールの声が飛び出すほど盛り上がりました。ステージのほかにも、恒例のヒージャー争奪綱引き大会、それから今回から初めて開催されましたアームレスリング大会と多くのプログラム、村制100周年記念にふさわしい大花火、まつりを組織の最大行事として取り組み、主役である青年団によるエイサーで締め、大成功に終えております。

なお、その他のことにつきましては添付してございます。ご参照いただければと思います。

なお、ブラジル・アルゼンチン移住100周年記念式典並び視察訪問、南米に行ってまいりましたが、その状況を少し簡単に取り急ぎまとめて報告といたします。

なお、詳しいことについては後でまたつけ加えたいと思いますので、添付してございま すので、この資料をごらんいただければ幸いと存じます。

よろしくお願いいたします。どうもお世話になりました。

〇 議長(宮城功光) これで行政報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議 題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋655番地

氏名島田哲夫

昭和24年5月12日生

平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、ご参照いただければ幸いに存じます。よろし くお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで諮問第1号についての提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第6 議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する 条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

> 平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の施行に伴い大宜味 村監査委員条例の改正が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) 議案第44号について補足します。

第6条を次のように改めるということで、6条を全文改正しております。読み上げて説明します。

第6条 監査委員は、次に掲げる審査についての意見は、審査に付された日から60日以内に村長に送付しなければならない。

- (1) 法第233条第2項の規定による決算及び証憑書類等の審査
- (2) 法第241条第5項の規定による基金の運用の状況を示す書類の審査
- (3)地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上となっております。

○ 議長(宮城功光) これで議案第44号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第7 議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例を議題 とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

> 平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法、大宜味村税条例の改正に伴い、地方公共団体等への寄附金があった場合には、 寄付者に対し税額控除がされることとなった。今後、この制度を活用し、村内外問わず本 村への寄附を積極的に募集するためこの議案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

O 財務課長(神里富松) おはようございます。

議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例の概要を説明します。

村内外を問わず、元気な大宜味村づくりに結いの心で賛同する個人、法人、その他の団体から寄附金を受け、寄附者の意向に沿った政策の反映の財源として充てることで、魅力ある村を目指すため設置するもので、第1条に目的を定めています。第2条に、寄附者が使途を指定できるよう、大宜味村第4次総合計画等に基づいた事業を定めています。第3条に、寄附金の管理運営を定めています。

なお、この条例は、平成20年10月1日の施行としています。 以上で概要の説明を終わります。

O 議長(宮城功光) これで議案第45号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第46号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第8 議案第46号 大宜味村結い基金条例を議題とします。 本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ **村長(島袋義久)** 議案第46号 大宜味村結い基金条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

> 平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村むらづくり応援寄附条例により寄附された寄附金を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により基金を設け適正な管理運営をはかるためこの案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

O 財務課長(神里富松) 議案第46号 大宜味村結い基金条例の概要を説明します。 大宜味村むらづくり応援寄附条例(寄附条例)により寄附された寄附金を、適正な管理 運営を行うため設置し、寄附条例第1条の目的の達成、第2条に定める事業に要する費用 に充てる場合に限り処分することができるとしております。

なお、この条例は、平成20年10月1日の施行としています。

以上で概要の説明を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで議案第46号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第47号の上程、説明

O 議長(宮城功光) 日程第9 議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分 担金徴収条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条 例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村畜産担い手育成総合整備事業を推進することから、分担金徴収条例を制定しなければならないため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定によりこの議案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長(宮城功光) 産業振興課長。

(新城 寛産業振興課長 登壇)

○ 産業振興課長(新城 寛) おはようございます。

それでは、議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例の概要を 説明いたします。

第1条では、地方自治法第224条の規定により、必要な事項を定める趣旨をうたっております。第2条では、分担金の総額を定めております。第3条では、被徴収者の範囲を定めております。第4条から第6条では、分担金の徴収基準、方法、徴収の延期を定めております。第7条では、異議の申し立てについて定めております。第8条から第9条では、

督促関連及び延滞金について定めております。第10条では、処分について定めております。 第11条では、分担金の精算について定めております。

最後に、施行期日といたしまして公布の日からとなっております。

以上、概略説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第47号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第48号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第10 議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更 についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第65号)第14条第2項の規定により、 別紙のとおり沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について議会の議決を求める。

> 平成20年9月17日提出 大官味村長 島袋義久

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)等の改正に伴いこの定款を変 更する必要があるため提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 企画観光課長。

(島袋一道企画観光課長 登壇)

○ 企画観光課長(島袋一道) おはようございます。

それでは、補足説明をいたします。

第6条関係、本公社の事業量の減少に伴う経営処理の減少、並びに地方自治法の一部を 改正する法律(平成18年法律第53号)による監査委員制度の見直しを参考として、本社監 事の数を3名から2名にすることによる定款の変更。

第16条及び第25条関係、土地開発公社経理基準要綱の改正に伴い、決算に関する書類に キャッシュ・フロー計算書が加えられたことによる定款の変更。

第27条関係、郵政民営化法の施行に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正

され、郵便貯金に関する記述が削除されたことによる定款の変更。

なお、附則といたしまして、この定款の変更は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで議案第48号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第49号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第11 議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を 議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算(第4号) 平成20年度大宜味村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,641万5,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,609万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳)** それでは、議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算 の概要を説明したいと思います。

補正額4,641万5,000円の補正につきましては、主な款でご説明したいと思います。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、第9款地方交付税の6,932万7,000円の増がございますが、これは

普通交付税額の確定による増でございます。

それから、11款分担金及び負担金の128万4,000円の増でございます。これは畜産担い手 育成総合整備事業分担金の増でございます。

それから、14款県支出金の313万3,000円の増でございますが、これは主に、持続可能な 観光地づくり支援事業補助金の205万7,000円の増が入っております。

それから、17款の繰入金7,000万円の減でございますけれども、これは、先ほどご説明 しましたように交付税の増がございましたので、それに見合うように財政調整基金の取り 崩しの減となっております。

それから、18款繰越金3,000万円の増でございますが、これは前年度繰越金の増でございます。

それから、19款の諸収入1,177万8,000円の増でございますが、これは主に介護保険精算 金の1,057万7,000円の増でございます。

以上が主な歳入の概要でございますが、次に歳出の概要をご説明したいと思います。 予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費の610万8,000円の増でございますが、これは主に、村制100周年事業関連経費としまして、ぶながやの里の宣言碑の設置と旧庁舎の周辺整備の546万4,000円の増としてございます。

それから、第6款農林水産業費の429万9,000円の増でございますが、主に、畜産担い手育成総合整備事業分担金の128万4,000円、それから農地情報地図の整備等の委託金132万2,000円の増となっております。

それから、7款の商工費の205万8,000円の増でございますが、これは主に、持続可能な 観光地づくり支援事業委託の114万円の増となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

13款諸支出金の1,503万4,000円の増でございますが、これは財政調整基金への積み立ての増となっております。

そして、14款の予備費は1,657万9,000円の増として計上してございます。

以上が歳入歳出の概要でございますが、次に予算書の5ページをお開きいただきたいと 思います。

5ページのほうに地方債の補正としてのせてございますけれども、地方債は、限度額の 総額のほうには変動はございません。起債の内容の中で林道開設費が30万円を減しまして、 臨時財政対策債が30万円増となっております。

以上、補正の内容の概要説明を終わりますが、詳細につきましては委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第49号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第50号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第12 議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会 計補正予算を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)

平成20年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ622万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,675万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O **副村長(宮城重徳)** 議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予 算の内容をご説明したいと思います。

補正額622万円の概要でございますけれども、歳入につきましては1ページをお開きい ただきたいと思います。

第2款の繰越金、これは569万4,000円ございますけれども、前年度の繰り越しの増加に よるものでございます。 それから、歳出でございますが、2ページをお開きいただきたいと思いますが、歳出の 主なものとしましては、予備費に609万円を計上してございます。

以上でございます。

詳細につきましては、また委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしくお 願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第50号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第51号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第13 議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会 計補正予算を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)

平成20年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,917万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳**) 議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予 算の内容ご説明したいと思います。

補正額208万9,000円の内容でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと 思います。 歳入として、繰越金208万9,000円ございました。そして、歳出といたしましては、2ページのほうに計上しておりますように簡易水道総務費の153万9,000円、これは簡易水道管理費の修繕費等が増加してございます。そして残余を予備費に充ててございます。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第51号の提案理由の説明を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第14 議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約について 本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第 5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 塩屋集落道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金5,040万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字塩屋897番地

商号 有限会社一円産業

氏名 代表取締役津波徳正

平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 建設環境課長。

(新里政雄建設環境課長 登壇)

○ **建設環境課長(新里政雄**) 議案第52号の補足説明をします。

本工事は、結の浜、塩屋地内の宅地分譲地及び公営住宅地に計画している道路整備であります。平成19年度で設計業務が完了し、今回の工事案件となっております。

本工事は排水工及び路床工の施工で、次年度は車道部の舗装、歩道部を整備する予定です。

工事概要といたしまして、工事名、塩屋集落道路改良工事、工事場所、大宜味村字塩屋 地内、車道幅員及び延長、車道が6メーターとなっております。延長が935.3メーター。

宅地分譲地の戸数及び敷地面積でございますが、戸数を50戸ほど予定しております。 1 戸当たりの面積は約100坪前後となっております。

今回の主な工事としては土工、客土が8,048.4立米、あと排水工一式、給水工52カ所を 予定いたしております。

あと、図面等の別紙を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。よろしく お願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第52号の提案理由の説明を終わります。 休憩いたします。

(午前10時35分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を行います。

(午前10時47分)

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第15 議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する 条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、平良英勝議員。

(平良英勝議会運営委員長 登壇)

○ 議会運営委員長(平良英勝) 議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する 規則について

提案理由

地方自治法の改正で、法第100条第12項に「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」

の規定が新たに設けられたことから、全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づけるため、会議規則に規定するものであります。

以上であります。

○ 議長(宮城功光) これで議案第53号の提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第16 認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成19年度大宜味村 一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

> 平成20年9月17日提出 大官味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) それでは、認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出 決算の認定について、内容をご説明したいと思います。

内容の説明に当たっては、お手元のほうに決算認定説明資料として、読み上げ資料としてまとめてありますので、これを読み上げて説明にかえたいと思っております。

それでは、認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容 をご説明いたします。

なお、内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単にご説明いたします。

平成20年7月31日に、大宜味村会計管理者から村長あてに平成19年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。村長は、同日付で監査委員に対しまして地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成20年9月8日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出

がありましたので、今議会に平成19年度の決算認定をお願いするところでございます。よ ろしくお願いします。

それでは、内容の概略を説明したいと思います。

なお、この認定書の構成を簡単に説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は決算書の7ページから25ページに記載してございます。それから、歳出の内容は26ページから88ページに記載してございます。その他の参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を89ページに記載してございます。財産に関する調書を90ページから110ページに掲載してあります。そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果を添付してありますので、ひとつよろしくお願いします。

それでは、決算書のまず89ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。

この中で、歳入総額35億1,965万6,151円、歳出総額33億8,682万2,716円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として276万7,000円、実質収支額は1億3,006万6,435円となっております。

それでは、歳入の概要を主な款でご説明したいと思いますので、決算書の1ページにお 戻りいただきたいと思います。

1 款村税ですが、調定額 2 億3, 194万4, 755円に対しまして、収入済額 1 億8, 253万6, 952 円となり、収納率78. 7%となっております。なお、収入全体に対する割合は5. 2%を占めております。不納欠損額については539万7, 477円となっております。

2款地方譲与税ですが、調定額3,066万4,000円に対しまして、収入済額も同額となって おります。所得譲与税については、税源移譲により今年度から廃止になっております。

6 款地方消費税交付金が、調定額2,342万1,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

9 款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっておりまして、調 定額12億9,870万8,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税 の割合は36.9%を占めております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

12款使用料及び手数料ですが、調定額4,001万4,948円に対しまして、収入済額2,879万4,748円となり、収納率72.0%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額5億2,222万9,847円に対しまして、収入済額2億2,086

万9,847円となり、収入全体に占める割合は6.3%となっております。なお、3億136万円は翌年度へ繰り越しております。

14款県支出金ですが、調定額3億9,729万9,049円に対しまして、収入済額3億8,829万9,049円となり、収入全体に占める割合は11.0%となっております。

15款財産収入ですが、調定額5,628万5,319円に対しまして、収入済額906万6,152円となり、収納率16.1%となっております。

17款繰入金ですが、調定額8億9,597万3,058円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は25.5%となっております。なお、この繰入金には、2特別会計から4億755万6,058円が含まれております。

決算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

18款繰越金ですが、調定額8,565万8,741円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額 2 億5,607万5,970円に対しまして、収入済額 1 億6,211万2,568円となり、収納率は63.3%となっております。

20款村債ですが、調定額1億6,370万7,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額40億3,182万6,723円に対しまして、収入済額35億1,965万6,151円となり、 収納率は87.3%となっております。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要をご説明いたします。

2 款総務費ですが、予算現額 4 億2, 313万2, 000円に対しまして、支出済額 4 億1, 813万3, 260円となり、執行率は98.8%となっております。

3 款民生費ですが、予算現額 4 億5, 951 万8, 000円に対しまして、支出済額 4 億4, 443 万7, 222円となり、執行率96. 7%となっております。

4 款衛生費ですが、予算現額 2 億3, 253万1,000円に対しまして、支出済額 2 億2,967万9,602円となり、執行率98.8%となっております。

6 款農林水産事業費ですが、予算現額4億7,869万5,000円に対しまして、支出済額4億6,775万2,322円となり、執行率97.7%となっております。なお、639万円については林道開設事業で翌年度へ繰り越したものでございます。

それでは、決算書5ページをお開きいただきたいと思います。

8 款土木費ですが、予算現額 6 億9,833万5,000円に対しまして、支出済額 3 億2,093万8,261円となり、執行率50%となっております。なお、3 億7,672万円については、道路改築事業で翌年度へ繰り越しております。

9 款消防費ですが、予算現額1億1,528万6,000円に対しまして、支出済額1億1,523万7,000円となり、執行率99.9%となっております。

10款教育費ですが、予算現額 2 億7,600万8,000円に対しまして、支出済額 2 億6,824万5,224円となり、執行率97.2%となっております。

12款公債費ですが、予算現額3億8,129万5,000円に対しまして、支出済額3億8,082万2,171円となり、執行率99.9%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額6億7,752万8,000円に対しまして、支出済額も同額となっております。

決算書6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算現額の総額といたしまして38億8,151万6,000円に対しまして、支出済額の総額33億8,682万2,771円となり、全体の執行率は87.3%となっております。なお、3億8,311万円は翌年度繰越額となっております。

以上、説明を終わりますが、詳細につきましては委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで認定第1号の提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

- 議長(宮城功光) 日程第17 認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
- O 議長(宮城功光) 本件について、提案理由の説明を求めます。村長。 (島袋義久村長 登壇)
- 村長(島袋義久) 認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出 決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成19年度大宜味村 国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) それでは、認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定について、内容をご説明したいと思います。

まず、決算書の20ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億1,196万2,565円、歳出総額5億9,248万3,810円、歳入歳出差引額1,947万8,755円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りください。

歳入の概要でございます。

1 款国民健康保険税ですが、調定額1億856万9,180円に対しまして、収入済額7,944万2,000円となり、収納率73.17%で、収入全体に占める割合は12.98%となっております。 なお、332万8,080円を不納欠損としてあります。

4款国庫支出金ですが、調定額2億5,187万471円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は41.16%となっております。

5 款療養給付費交付金ですが、調定額6,244万8,954円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は10.2%となっております。

8 款共同事業交付金ですが、調定額1億17万4,534円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は16.37%となっております。

10款繰入金ですが、調定額5,567万7,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は9.1%となっております。

決算書3ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要を説明いたします。

1 款総務費ですが、予算現額1,009万2,000円に対しまして、支出済額973万7,414円となり、執行率は96.49%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額 3 億8, 210万3, 000円に対しまして、支出済額 3 億5, 624万8, 474円となり、執行率は93, 23%となっております。

3 款老人保健拠出金ですが、予算現額9,961万1,000円に対しまして、支出済額9,960万8,303円となっております。

4款介護納付金ですが、予算現額3,334万9,000円に対しまして、支出済額3,334万8,400

円となっております。

5 款共同事業拠出金ですが、予算現額8,436万4,000円に対しまして、支出済額8,435万316円となっております。

決算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算現額の総額6億2,042万6,000円に対しまして、支出済額の総額5億9,248万3,810円となり、全体の執行率は95.5%となっております。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお 願いします。

○ 議長(宮城功光) これで認定第2号についての提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第18 認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算 認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成19年度大宜味村 老人保健特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳)** 認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決 算認定についての内容をご説明したいと思います。

決算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 5 億9,759万3,298円、歳出総額 6 億19万3,969円、歳入歳出差引額260万671円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要を説明したいと思います。

- 1款支払基金交付金ですが、調定額3億230万1,914円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は50.59%となっております。
- 2 款国庫支出金ですが、調定額1億8,921万1,769円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は31.66%となっております。
- 4款繰入金ですが、調定額3,000万円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございます。

1 款医療諸費ですが、予算現額 6 億1,466万7,000円に対しまして、支出済額 5 億9,938 万1,450円となり、執行率は97.51%となっております。

歳出予算現額の総額6億1,615万9,000円に対しまして、支出済額の総額6億19万3,969円となり、全体の執行率は97.41%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしく お願いします。

○ 議長(宮城功光) これで認定第3号の提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第19 認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会 計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出 決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成19年度大宜味村 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月17日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) 認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について、内容をご説明したいと思います。

まず、決算書の8ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億9,592万3,588円、歳出総額2億8,841万4,338円、歳入歳出差引額750万9,250円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要をご説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額7,049万9,875円に対しまして、収入済額6,951万9,447円となり、収納率は98.61%となっております。なお、収入全体に占める割合は23.49%となっております。不納欠損額については3万7,953円となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額1億200万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は34.47%となっております。

4 款繰入金ですが、調定額6,750万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は22.81%となっております。

5 款繰越金ですが、調定額586万5,179円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は1.98%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございます。

1 款簡易水道総務費ですが、予算現額6,228万3,000円に対しまして、支出済額6,045万6,781円となり、執行率は97.07%となっております。

2款簡易水道事業費ですが、予算現額1億5,310万4,000円に対しまして、支出済額1億5,309万3,065円となり、執行率99.9%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額7,578万3,000円に対しまして、支出済額7,486万4,492円となり、執行率は98.79%となっております。

歳出予算現額の総額 2 億9,385万9,000円に対しまして、支出済額総額 2 億8,841万4,338円となり、全体の執行率は98.15%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、 よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで認定第4号についての提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第20 認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入 歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成19年度大宜味村 公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付 する。

> 平成20年9月17日提出 大官味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) 認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳 入歳出決算認定について、内容をご説明したいと思います。

決算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億3,600万7,490円で、歳出総額4億3,452万7,000円、歳入歳出差引額148万490円となり、実質収支額も同額となっております。なお、公有水面埋立特別会計が19年度で廃止になりましたので、歳入歳出差引額148万490円は、20年度一般会計へ特別会計剰余金繰越金として措置しております。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要でございますけれども、2款繰越金ですが、調定額4億3,547万6,988円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は99.88%となっております。

3 款諸収入ですが、調定額53万502円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は0.12%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございます。

1 款埋立事業費ですが、予算現額 4 億3,547万9,000円に対しまして、支出済額 4 億3,452万7,000円となり、執行率は99.78%となっております。

歳出予算現額の総額4億3,548万円に対しまして、支出済額の総額4億3,452万7,000円 となり、全体の執行率は99.78%となっております。

なお、詳細については、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、よ ろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで認定第5号についての提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長(宮城功光) 日程第21 認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別 会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成19年度大宜味村 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す る。

> 平成20年9月17日提出 大官味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) 認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定についての内容をご説明したいと思います。

決算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,165万1,580円、歳出総額4,140万8,848円、歳 入歳出差引額24万2,732円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは、決算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入の概要をご説明したいと思います。

1款国庫支出金ですが、調定額2,250万円に対しまして、収入済額も同額となっております。収入全体に占める割合は54.02%となっております。

2 款繰入金ですが、調定額49万6,000円に対して、収入済額も同額となっております。 収入全体に占める割合は1.19%となっております。

5 款村債ですが、調定額1,860万円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入 全体に占める割合は44.66%となっております。

決算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございます。

1 款公共下水道事業費ですが、予算現額4,122万7,000円に対しまして、支出済額4,122万6,377円となり、執行率は99.99%となっております。

歳出予算現額の総額4,164万5,000円に対しまして、支出済額の総額4,140万8,848円となり、執行率99.43%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで認定第6号についての提案理由の説明を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長(宮城功光) 日程第22 報告第4号 平成19年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第4号 平成19年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決 算報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成19年度沖縄 県町村土地開発公社事業報告及び決算を別紙のとおり報告します。

> 平成20年9月17日提出 大官味村長 島袋義久

なお、平成19年度事業報告及び決算報告書を別冊で添えてございますので、後ほどお目 通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) これで報告第4号についての報告を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長(宮城功光) 日程第23 報告第5号 平成20年度の健全化判断比率の報告について議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第5号 平成20年度の健全化判断比率の報告について

平成19年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年 法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報 告する。

> 平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたしま す。

〇 議長(宮城功光) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

○ 財務課長(神里富松) 報告第5号 平成20年度の財政健全化判断比率の報告につい て説明します。

平成19年6月22日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、平成19年度 決算から指標等を監査委員の審査に付し、議会に報告することが義務づけられたことによ り提出しております。

4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を得て財政健全化計画を定め、財政再生基準以上の場合には、議会の議決を得て財政再生計画を定め、速やかに公表するとともに、県知事、総務大臣へ報告しなければならないとされております。財政健全化計画の策定、財政再生計画の策定は、平成20年度決算から義務づけとなります。

なお、平成19年度決算に基づく4つの指標は、いずれも早期健全化基準以下となっております。

以上で説明を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで報告第5号についての報告を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長(宮城功光) 日程第24 報告第6号 平成20年度の資金不足比率の報告について議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第6号 平成20年度の資金不足比率の報告について

平成19年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年 法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとお り報告する。

> 平成20年9月17日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたしま す。

〇 議長(宮城功光) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

O 財務課長(神里富松) 報告第6号 平成20年度の資金不足比率の報告について説明 します。

平成19年6月22日、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、公営企業を経営する地方公共団体は、平成19年度決算から資金不足比率等を監査委員の審査に付し、議会に報告することが義務づけられたことにより提出しております。

この資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合には、議会の議決を得て経営健全化計画を策定し、速やかに公表するとともに、県知事、総務大臣へ報告しなければならないとされております。経営健全化計画の策定は、平成20年度決算から義務づけとなります。

なお、平成19年度決算に基づく資金不足比率は、経営健全化基準以下となっております。

以上で説明を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで報告第6号の報告を終わります。

◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時33分)

平成20年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成20年9月18日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成20年9月18日 午前10時00分) 散 会 (平成20年9月18日 午前10時36分)

2. 出席議員(10名)

 1番議員 大 城 佐 一
 6番議員 宮 城 武

 2番議員 新 城 一 智
 7番議員 具志堅 朝 秀

 3番議員 友 寄 景 光
 8番議員 平 良 英 勝

 4番議員 東 武 久
 9番議員 平 良 嗣 男

 5番議員 金 城 勇
 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

シークワーサー 山 城 村 長島袋義久 均 振興室長 建設環境 副村長宮城重徳 新 里 政 長 企画観光 総務課長島袋幸俊 島袋一道 課 長 財務課長 神 里 富 松 会計課長 山 城 清 安 住民福祉 宮 城 博 俊 教育長平良 宏 産業振興 新 城 寛 教育課長友寄景善 課

選挙管理 委員会島袋幸俊 農業委員会新城 寛書記長 監査宮城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長宮城豊係長真喜志亮

6. 議事日程(第2号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		一般質問	
2		農業委員会委員の推薦について	

◎開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○ 議長(宮城功光) 日程第1 一般質問を行います。

◇ 大 城 佐 一 議員

O 議長(宮城功光) 通告順により発言を許します。 小学校の統合問題について、大城佐一議員。

○ **1番(大城佐一)** では、小学校の統合問題について、一般質問をしていきたいと思います。

まず初めに、公有水面埋立計画の中に、学校用地として用地があり、大宜味中学校土地 とされておりましたが、幼稚園と小学校用地がないのは、統合を考えていなかったのか、 ほかに何か理由があったのか。

次に、これは20年3月1日現在の村の人口を基準に、ゼロ歳児が小学校1年に入学したときの村内の小学校の児童数をまとめていますが、村全体で126名というふうになっております。20年度現在の児童数が163名で、37名の減ということになっています。ちなみに、10年度から20年度までには96名の児童が減少している現状です。そういった児童の減少が基本的に統合の要因として考えているのか。

そしてもう1点は、教育懇談会において、基礎データを出し、諮問に来年あたり出したいという話がありましたが、来年というと早急な感じがしますが、具体的にもう統合の話題が出ているのか、またこの諮問機関においてはどのような議論をしていく考えなのか、その3点についてちょっと質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの大城佐一議員の小学校の統合問題についてのご質問に お答えいたしますが、まず1点目については村長のほうから、2点、3点目は現実の問題 ですから、現の教育長から答弁がありますので、よろしくお願いいたします。 1点目の質問につきましてお答えいたしますと、平成14年12月に塩屋湾外海公有水面埋立事業住民説明会を開催しておりますけれども、その説明資料の中で、埋立事業概要の用途別の必要性のところで学校用地の項目に、議員のご質問のとおり小学校用地は入っておりません。その時期には、埋め立て計画の中では小学校用地を必要とする議論がなかったのではないのかと思っております。そのころは、将来的に小学校を統合するということは、広く公の場に持ち上がっていなかったのではないのかというふうに察せられます。そういうことで、今、用地にのっていないというふうに考えておりますが、2点目、3点目につきましては教育長から答弁がございますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 教育長。

(平良 宏教育長 登壇)

O 教育長(平良 宏) 2点、3点目については、私のほうからお答えさせてもらいますが、まず統合の要因についてですけれども、議員のおっしゃるとおり、児童数の減少に伴うものが大きな要因であります。

それから、3点目ですけれども、教育懇談会で諮問機関等を設置していきたいというふうなお話を申し上げましたけれども、諮問機関というのは、将来これから大宜味村の教育をどうすべきなのかということを広く有識者の方、もちろんまた村民の方、住民の方々からお聞きして検討していきたいと。

今回、地域教育懇談会の中では、あえて保育所、幼稚園の一元化の問題、一体化の問題、 そして小学校の統合問題も、父母の皆さん方から強い希望等がございました。それから、 昨年まで行っておりました地域教育懇談会の中でも、そろそろ教育委員会としては小学校 の統合も視野に入れたらどうかという意見等もございました。

そういった声を受けまして、今回は4校区、それぞれの体育館で小学校、中学校の学力 向上対策の取り組み等を報告してもらうと同時に、みんなでお集まりいただいた村民の皆 さん方から、幼稚園の統合問題、先ほど申しました幼稚園、保育所の一体化の問題、そし て中学校の移転の問題について、より多くの意見を聞かせてもらいたいということで、基 礎的な資料というのは、もちろんその地域教育懇談会で得た資料、たくさんの意見、そし てまたアンケートがありましたので、それを今精査しているところです。そして、全国で 既にもう統合等を進めているところ、それから北部地域でも、隣市、隣村あたりではもう 取り組みを進めているところがございます。

諮問機関、大宜味の教育を考える会(仮称)というふうな形で、有識者の方々に集まっ

てもらって、今後検討していく必要の時期に来ているというふうな判断を持っております。 具体的に統合問題が出ているのかどうかということについては、声としてはあるけれども、 教育委員会としては今現在資料を収集しているところでございます。

以上です。

- O 議長(宮城功光) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) ただいまの教育長がおっしゃったとおり、児童の減少が第一要因であるということですので、その辺についてぜひひとつちょっとお話ししたいと思いますが、この大宜味村の第4次総合計画の中で、学習環境の整備の項目に、児童の減少に伴う小学校の統合については、単に効率化だけでなく、児童の立場に立った議論を行い、その是非も含め検討するとあります。まさにこれは、大人の視点ではなく、私はそこは相当重要なポイントだと思います。これは児童の立場に立った視点で、これからいろんなデータを収集し、この諮問において本当に原点に、大人の目線でなくて、この子供たち、この児童の目線でこの議論も取り扱ってほしいと思います。

それから、この財政面に関してはどういうふうなとらえ方を持っているのか。これは大 宜味の教育予算を見て、せっかく小学校費が7,500万ぐらい20年度こぼれているわけです。 これ、4校当たり単純に4分の1にすると1校当たり約1,800万。これが1校になれば 1,800万で済むということではなんですが、大体中学校が統合して3,300万の予算を組んで おるんですが、大体これはちょっとプラスして3,500万から4,000万としても、大体3,000 万から2,500万ぐらいの財源の削減ができるわけですが、その辺のこともちょっと視野に 入れたことはありますかどうか、その辺はどうですか。

- 高高高高高前前前<
- **教育長(平良 宏)** 財政面のことについては、私のほうからはすぐには答えられませんけれども、先ほどこの4次構想の基本的なところでの議員指摘のとおり、学校というのは子供たちのためにあるわけでして、子供たちに義務教育が必要だから学校を設置しているわけです。そういう意味では、子供たちの視点に立って、学校は、行政としては設置していかなければいけないということは、至上命題だと思っております。

そういう意味で、複式学級が平成19年度から、ついに4校すべてが複式学級になってしまったわけです。1学年1学級だと、その教科はその時間、目いっぱい1人の先生が指導できるわけですけれども、2学年1人の先生に前の黒板と後ろの黒板、先生の顔と接するのが半分の時間でしかない等々ということは、子供たちの学習環境としてやっぱり申しわ

けないなと思うわけです。

ところが、学級の設置基準というのがあるんですが、40人までは1学級なんです。41人から80人までが2学級となります。大宜味村では、もうこの2学級など、1学年、各学校、中学校でも。もう今のところ期待といいますか、そういったのを予測もできませんが、小学校1年の場合8人だと。2年生と1年生合わせて8人だと、1年生でも複式になってしまうわけです。

そういったことを考えると、やっぱりお父さん、お母さん方、子を持つ親としては、自 分の子供たちは半分の時間しか先生の顔を見られなくて授業を受けているんではないかと いう、不安があるのが、やっぱり現実だと思います。地域教育懇談会の中では、そのあた りの不安がもろに直接教育委員会に、今後どうにかしてほしいというふうなことでありま したけれども、やっぱり基準にのっとってしかできないというところに我々の悩みがある わけです。

話を戻しますけれども、やっぱり競争心とか、少人数だけでやってしまうと、やっぱり子供たちというのは個の社会でしか育たないということで、できたら4つの小学校を集めて、少なくとも二十数名で、同学年の子供たちが学べる環境もあってしかるべきかなというふうなことは考えております。

ただ、今回の教育懇談会の中で、やっぱり統合すべきだという意見もあるんですが、中には、4つの小学校はこれまで長い歴史があり、小学校というのは地域の文化の殿堂だと、これをなくしてしまうと地域が廃れるというふうな不安もあって、小学校だけは残してほしいという強い要望等がございました。そのあたりを今後教育委員会としてどうしていくか、先ほどの教育懇話会とか、そういったところに専門家の皆さん方、有識者の方々に集まってもらって、大宜味村の教育像、未来像等を語ってもらって、また地域の住民の皆さん方と話し合って、できるだけ早い時期にまとめていきたいなというふうな基本的な考えです。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- O 村長(島袋義久) ただいまの小学校統合につきましては、村としては課題として掲げているわけではないので、今、教育長からありましたように、人数の減少、それから複式、しかもそれは複式も完全な複式で、しかも小規模、人数も少なくなっていくというようなことから、教育効果というようなことから心配されたことで、今財政上どうなのかということについては、検討はまだされていません。

- O 議長(宮城功光) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 今、教育長のほうから学校の設置基準というお話が出ましたけれ ども、私もいろいろ教育基本法や学校教育法及び村の条例などを調べてみたんですが、お っしゃるとおり、学校の設置基準はありますが、廃校、統合に関する基準は見当たりませ んでした。そういった面も見て、児童が1人でも学校は存続は可能なわけですので、この 地域のことも十分考慮した、この諮問に付して議論を期待したいと思います。

また、いろいろ教育資料は、村の方針とかにはやっぱり地域ということがよく出てきます。これは、地域と連携したり、地域と密着したりとか、よくこの地域という言葉が出てきますが、最近あらゆるPTAの中でPTCAという言葉がよく出てきますが、私はPTAにですね、この地域の共同体をコミュニティという思惟を加えた活動が、今地域では相当広がりつつあるというふうに見ております。

地域から学校がなくなると地域がなくなるとよくあちこちで耳にしますが、村内の各学校でも、小学校でも地域の郷土文化に触れるし、またそういった継承をしていく、いろんな特色のある取り組みも大変されております。

例えば、参考に塩屋小学校の例を見ると、こういった資料の中に、特色ある取り組みということで、塩屋のわくわく体験団なんかでは、昔ながらのパンタタカをしたり、塩屋のおばあちゃんを招いて、本当に塩から豆腐をつくったりして、そういった取り組み、また大宜味村の指定にもされている猪垣巡りをしたり、そういったふるさとのよさを知り、誇りが持てる活動を、家庭、地域と連携して取り組んだりしております。

また、老人会に関しては、モーニングコンサートということで、あと小学校を出て、シルバーコーラス隊を組んで合唱をしたり、また朝のあいさつ運動を1週間したり、また新1年生に関しては、ハリュー船を見たり、ドラゴンボートに乗っておじい、おばあなんかが、太鼓を打ち鳴らし、それなりのウンガミを見ているような光景に、こういった地域の取り組みも本当に盛んに行われているわけですが、本当にこういうのを見ると、子供たちがいて初めて地域も活性するということで、こういう面もちょっと考慮して、地域のことをよく十分考えてほしいなというふうに思います。

ちなみに、統合した場合の不安が一つ、私の経験から、中学校が統合した当時なんですが、いろいろPTA活動に参加すると、委員会に人が集まらない。二、三回流会したこともあるし、PTA作業でいけば、ある地域の人しか集まらないと、あちこちぽつんぽつんと集まることは集まったんですが、なかなか集まらなかったと。最近はそういうこともな

く、活発にPTA活動もやっていると思います。その辺も十分考えて諮問していただくようにお願いしたいと思います。

最後に、私はいろんなデータが出た場合には、十分住民に説明ができるように、住民とのトラブルが起こらないような十分な資料を集めて説明していけたらなというふうに思っております。

例として、これは7月8日に名護の二見以北の統合云々ということで新聞にありますが、ちょっと読み上げて報告しておきたいと思いますが、保護者や地域との意見交換会を重ねてきたので説明責任は果たしており、住民の大方は統合もやむを得ないという意見だというのが、市教育委員会の見解ですと。それも結論ありき、統合ありきの強引な進め方、そして会を重ねるごとに、何を言っても結論は決まっているという諦めを植えつけられ、疑問や不安、意見があっても言わない、言えなくなっているのが実態ですと。それは、説明会ではなく説得会だというふうに論壇のほうには新聞投書がありますけれども、我が村はこういったいろんなトラブルのないように、ぜひスムーズに、まず統合があれば、こういった十分にも説得して、みんなが子供たちのために楽しく協力できるような村づくりを目指してほしいと思います。

最後に、今の意見に対して教育長、村長の一言を聞いて、質問を終わりたいと思います。 よろしくお願いします。

- 〇 議長(宮城功光) 教育長。
- O 教育長(平良 宏) 地域の取り組みについて、資料に基づいて説明もされ、また質問等もありましたけれども、大宜味村の児童生徒に対して、学校現場においても、地域の力なくしては、この児童生徒が村を誇りに持って村出身者としてやっていけませんということを明言しております。

それで、3年前から本村において4つのキーワードがございます。各小学校それぞれに、 長寿、芭蕉布、シークヮーサー、ブナガヤというテーマを与えまして、1年間、自分のキーワードを学校で、豊かな体験活動として勉強してもらいました。そして、学対の実践報告会の中でブースをつくって、それぞれの学校の取り組みの1年間の成果を発表させております。

それから、中学においては、村史とか、そういったものを活用しながら、大宜味村の偉 人、そういった大宜味村が過去においてどういう歴史を持って、人材をもって資源となす という村是をつくってきたかとか、どういった分野で大宜味村の先輩方が活躍されたとか、 今現在活躍しているか等々について、子供たちに自信を持たせるために、中学では人材に ついてという、偉人についての学習を展開してもらっています。これは毎年続けています。

要するに、大宜味村に生まれながら大宜味村の4つのキーワードもわからない児童生徒では困るわけです。そしてまた、大宜味村に赴任してこられた先生方も一緒になって大宜味村を理解してもらう。先ほどありました猪垣調査とか、それからわんぱく体験団においては、大宜味村の自然体験等々を教え合っております。そしてまた児童生徒、西会津との交流事業を展開したり、いろいろと子供たちのためになるようなことを、学校は学校として、行政は行政として取り組んでいます。そしてまた、地域の住民の皆さん方の力を得ながら、PTAも一体となって取り組んで、そういったことをしていかないと、やっぱりそれぞれの地域というのはさびしさが募ってくるし、子供たちの元気な声、そういったものがこだますることにおいて、年寄りたちも元気をもらえるというふうに思っています。

学校教育は、社会教育、生涯学習の中での基本であります。そういう意味で、この時期に地域をしっかりと学んで、そしておじい、おばあ、おじさん、おばさん、地域の皆さん方が一生懸命真摯に頑張っている姿を子供たちの目に焼きつけて、心に焼きつけて、この村に自信と誇りを持って育っていくように、行政としても、またみんなで頑張っていきたいと。

そして、最後に指摘がありました統合の問題については、ほかの市町村がどうであれ、 大宜味は大宜味方式、さっき言いましたように、地域の皆さん方の声を精いっぱい聞いて、 そしてもし合併しなければいけない事態に来た場合には、やっぱり財政的な裏づけも必要 です。そのあたりは教育委員会だけではなく、行政が一体となって取り組んでいかなけれ ばいけないというふうに考えております。

以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいまの小学校統合の問題につきましては、いわゆるこれから 進めていくのであればどうするかという課題を、今提起されたと思いますけれども、3番 目のご質問の中にありますような諮問機関というものを設けて、しっかり幅広くそれを取 り入れていこうという姿勢でございまして、その中でこれからどう出てくるかということ で、先ほどありました地域の特性というもの、それは、地域間の連携、地域それぞれの持 っている文化性、特性というものをどう生かしていけるかということの大きな視点になる かと思いますので、これは先ほどありましたように、教育委員会の地域の意見をしっかり

踏まえていきたいという姿勢でございますから、それとあわせていきたいというふうに思います。

O 議長(宮城功光) これで大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 具志堅 朝 秀 議員

- 議長(宮城功光) 次に、有機肥料購入補助金について、具志堅朝秀議員。
- 7番(具志堅朝秀) 日ごろから行政活動お疲れさまです。

有機肥料購入補助金について質問させていただきたいと思います。

最近の原油高の影響で、農業を取り巻く環境が一段と厳しくなっている状況であります。 その中で、去る7月からは、化学肥料のほうが平均で2から3割、中には5割以上も上が る状況になってしまいました。その中で、農家自体が有機肥料に頼る傾向がますます出た のではないかと思われております。

そこで、次の2点についてお伺いいたしたいと思います。まず1点目、有機肥料購入補助金を、村内の畜産農家より直接購入した者に対しても導入できないかどうか。2点目、補助金額の拡大を検討できないかどうか。以上についてご答弁のほど、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) ただいまの具志堅朝秀議員の有機肥料購入補助金についてのご質問2点について、お答えをいたします。

議員ご存じのとおり、現在交付を行っています補助金というのは、大宜味村農業振興補助金交付規定において定められた範囲での補助金の交付でございます。交付規定の中で、第1条において、農業者等が沖縄県農業協同組合大宜味支店、沖縄県花卉園芸農業協同組合で、病害虫防除農薬及び有機肥料の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができるとありますが、現在、病害虫防除農薬部分の補助金につきましては、有機農法の奨励型から交付を取りやめて、有機肥料のみの補助金の交付を行っているところであります。議員よくご存じのとおりでございます。

具志堅議員のご質問の1点目でございますが、村内の畜産農家より直接購入の肥料に対しての補助金につきましては、その肥料の数量、あるいは含まれている成分、あるいはその流れといいますか、流通経路、そういったものの把握が難しい現状ではないかと考えて

おりまして、現段階での補助金交付につきましては、即ではなくて、検討課題として取り上げていきたいなというふうに思っております。

2点目の補助金の拡大につきましては、財政状況というのをかんがみながら、農業施策の中で今後の有機肥料増加に伴う補助金を検討していくという考えでございます。有機肥料に対する農家の期待感もあるというようなことでございまして、その検討をしていきたいというふうなことで思っています。

以上です。

- O 議長(宮城功光) 7番 具志堅朝秀議員。
- 7番(具志堅朝秀) 前向きな話でしたので、どうもありがとうございます。

1点目については、農協の担当とも話をして、東方式、東村がこういうことをやっているんです。東は、まず堆肥工場を自分で持っています。それで、あっちからとるのに対して、農家個人が買っていただいて、後で農協でパーセグを精算する方式をとっているみたいです。それで、農協の担当に伺ったら、それだったら僕たちも文句はないよということでしたので、何とかできないかということと、何を畜産農家の堆肥かといいましたら、やっぱり畜産農家も堆肥をどんどん生産しているわけでありまして、これをちょっとの補助金をつけることによって、畜産農家に対して大分メリットが出ないかなということを考えています。ただ農家だけではなくて、畜産農家を伸ばす意味でも大事ではないかなというのが私は考えておりまして、成分も、畜産農家自体にお伺いしたら、自分たちでやっぱり成分調査できますという話をしていましたので、これも何とか見逃していただけたらなと思います。

それと2点目について、補助金の拡大なんですけれども、以前、前政権のときに堆肥が200万、農薬が200万、それで機械が200万、600万ございました。その中で機械がカットされ、次に農薬の話でしたので、JAやんばるの時代に、私は大宜味支店の総合部会を賜っていて、そのときに前村長とお話し合いで、この200万の農薬補助を切るかわりに、それから少しは堆肥補助に回したいという話でした。これが今なされていない状況ではないかなと思っておりますので、それができればなと思って。

今、村長からいい話が出たんですけれども、その点はもう1回、産業振興課長のほうから一言いただいて、私の質問を終わりたいと思います。

- O 議長(宮城功光) 産業振興課長。
- O 産業振興課長(新城 寛) 具志堅議員からのご質問、先ほど村長が述べられました

ように、肥料の数量や成分、流通過程において把握が難しいと。肥料取締法というものがありまして、その肥料取締法の中では、規格や使用基準、その工程や登録、検査等を行うというふうに法律の中でありまして、その生産業者が、農家さんのほうが、要するに国及び県への届け出等の必要があるということがあります。その規定をクリアするのであれば、我々としてもまた今後考えていきたいという考えはあります。

現在の農家さん、畜産農家が今何件かありますが、その中ではこの届け出をまだ出されていないかと思います。その届け出がないのであれば、我々としてもちょっと交付するわけにはいかないというのが現状であります。そこら辺の状況を把握しながら、今後やっぱり検討していくべきだと考えております。

2点目の金額について、現在補助金の総額が現予算約180万、ことしの予算で180万の計上をさせていただいております。この補助金とはまた別に、シークヮーサー防除農薬補助金ということで、約100万ほど予算計上させていただいております。そのことを考えて、現在やはり財政状況が厳しいと、そういうこともありながら、今後やはり財政の話の中で検討していきたい。さらに、今その財政の厳しさが好転するような見込みがちょっと薄いことから、補助金拡大については慎重な検討が必要だと考えております。以上です。

O 議長(宮城功光) これで具志堅朝秀議員の一般質問を終わります。 これで一般質問を全部終了しました。これで一般質問を終わります。

◎農業委員会委員の推薦について

O 議長(宮城功光) 日程第2 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。 お諮りします。議会推薦の農業委員については、推薦しないことに決定したいと思いま す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員については、推薦しないことに決定しました。

◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。 どうも大変ご苦労さまでした。

(午前10時36分)

平成20年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成20年9月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成20年9月19日 午前10時00分) 散 会 (平成20年9月19日 午前10時34分)

2. 出席議員(10名)

 1番議員 大 城 佐 一
 6番議員 宮 城 武

 2番議員 新 城 一 智
 7番議員 具志堅 朝 秀

 3番議員 友 寄 景 光
 8番議員 平 良 英 勝

 4番議員 東 武 久
 9番議員 平 良 嗣 男

勇

3. 欠席議員(0名)

5番議員 金 城

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

10番議員 宮 城 功 光

シークワーサー 山 城 村 長島袋義久 均 振興室長 建設環境 副村長宮城重徳 新 里 政 長 企画観光 総務課長島袋幸俊 島袋一道 課 長 財務課長 神 里 富 松 会計課長 山 城 清 安 住民福祉 宮 城 博 俊 教育長平良 宏 産業振興 新 城 寛 教育課長友寄景善 課

選挙管理 委員会島袋幸俊 書記長 農業委員会 事務局長 第

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程(第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑付託省略
2	議 第44号	大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
3	議 第45号	大宜味村むらづくり応援寄附条例	質 疑 委員会付託
4	議 第46号	大宜味村結い基金条例	質 疑 委員会付託
5	議 第47号	大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴 収条例	質 疑 委員会付託
6	議 第48号	沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更につい て	質 疑 付託省略
7	議 第49号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委員会付託
8	議 第50号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	質 疑 委員会付託
9	議 第51号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	質 疑 委員会付託
10	議 第52号	塩屋集落道路改良工事の請負契約について	質 疑 委員会付託
11	議 第53号	大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則	質 疑付託省略
12	認 定第 1 号	平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定 について	質 疑 委員会付託
13	認 定第 2 号	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について	質 疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
14	認 定第3号	平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出 決算認定について	質 疑 委員会付託
15	認 定	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入	質 疑
	第 4 号	歳出決算認定について	委員会付託
16	認 定	平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計	質 疑
	第 5 号	歳入歳出決算認定について	委員会付託
17	認 定	平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳	質 疑
	第 6 号	入歳出決算認定について	委員会付託

◎開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、会議規則第39条第2項の規定に よって、委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については委員会の付託を省略 することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

高いでは、○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第2 議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例 は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第45号の質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第3 議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例を議題 とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。

○ 2番(新城一智) では、新しく設置される予定になっていますむらづくり応援寄附 条例について、2点ほど質疑させていただきます。

これは、ふるさと納税にかかわる受け皿といいますか、そういう条例の制定だと思うんですが、寄附を積極的に募集するため議案を提出されているということで、その募集についてなんですが、どういう方法で募集をしていくのか。それともう1点、内容についてなんですが、2条関係で、4次構想の事業の内容をそのまま載せてあるということで、寄附者にこういう事業がありますが、どの事業に例えば寄附しますかとか、そういうのをこっちから出すのか、中の分け方として非常に、お金の寄附をもらうのはいいんだけれども、使い方が偏った、例えばじゃ教育関係に使ってください、大体多いですね、寄附なんかは教育関係とか。偏る場合があると思われるので、この辺もっと絞ったほうがいいんじゃないかとか思ったりするんですが、その辺2点について確認させてください。

- 〇 議長(宮城功光) 財務課長。
- O 財務課長(神里富松) ただいまの新城議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、募集の方法なんですが、募集の方法は大宜味村のホームページで、ふるさと納税についてのPRをしていこうということにしています。本来、村内に住所を有する方の寄附よりは、村外に住所を有する方の寄附を多く受けたいという気持ちであります。それでもって、村外のほうに多くアピールしたいということでインターネットと。あるいは、村出身者で一心会、那覇郷友会とか石垣一心会もあるわけですが、そういう方々にも周知はしていこうかなと思っています。

インターネットといえば、当然パソコンを持っている方しか、これは見ることができないと、ネットカフェとかあるんですが、そういうところでも見ることは可能とは思うんですが、一応周知の仕方としてはチラシ等を作成して、ちょっと一心会あたりにも知らせていこうかというふうに考えています。

もう一つは、2条関係なんですが、これはまず事業の指定という形で偏るかもしれない ということではあるんですが、やっぱり寄附者の意向、意思ですね、寄附者がどういうふ うに使っていただきたいというふうなこの意思をそのまま政策の反映という形で、予算の 中で一般財源という形でその事業に充てたいということで、次年度以降の当初予算を作成 するときにそのもろもろの事業に充てられるものがあれば充てていきたいということで、 その財源として充てたいということで考えています。

まず、4次総合計画をやっぱり推進していく中で、この寄附のあり方もそれにのっとった形でやっていったほうが最初はいいだろうという気持ちと、それでこの条例でも、等というふうなことをひとつ使ってあるんですが、特に本人が希望しない、事業とかそういったものにはしないと、村が使ってくださいというふうなことで、ただ希望しなくてやられる場合もあるかということで、特に村長が指定する事業というようなことも、5号でしたか、入れてあります。一応そういうことで、広く募集をとりたいということと、指定しないで寄附者がかえってどういう事業に寄附していいかわからないというよりは、ある意味では指定させたほうがいいだろうということでつくってあります。

以上です。

- 議長(宮城功光) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 事業の指定についてはおおむね理解しましたが、募集の件なんですが、もちろん村民以外からの寄附を受けるためのものですから、逆に発信の方法としては、村民にもこういうのがありますよと、全国に津々浦々、親戚、いとこ、また兄弟、いろいろ全国に散らばっていますので、そういう啓蒙をやっていただきたいなという感じがするんですが、その辺どうでしょう。
- 議長(宮城功光) 財務課長。
- 財務課長(神里富松) この寄附条例と基金条例が今議会で可決されて、10月1日の 施行とした場合に、村の広報紙もありますので、それにもこの旨を全部載せたいというふ うな周知を図りたいと。

それと、先ほどちょっと忘れていたんですが、募集のやり方なんですが、それは施行規

則のほうで一応申し込み用紙とか、その申し込み用紙の中にも条例の5つの事業、分けた 事業なんですが、それも記載されてあります。これは、委員会等で資料を一応お配りした ものを説明したいと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

O 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第46号の質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第4 議案第46号 大宜味村結い基金条例を議題といたしま す。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議案となっています議案第46号 大宜味村結い基金条例は、総務常任委員会に 付託します。

◎議案第47号の質疑、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第5 議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分 担金徴収条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金 徴収条例は、経済建設事業委員会に付託します。

◎議案第48号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第6 議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更 についてを議題とします。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更について採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第48号 沖縄県町村土地開発公社定款の一部変更については原案のと おり可決されました。

◎議案第49号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光)日程第7議案第49号平成20年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番 具志堅朝秀議員。

〇 7番(具志堅朝秀) 農林水産費の農業費のほうの第14目、農地情報整備促進事業についてちょっとお伺いいたしたいと思います。

この事業は、農地台帳を整理するための事業なのかということで、それをお伺いしたい んですけれども。

- 〇 議長(宮城功光) 産業振興課長。
- 産業振興課長(新城 寛) 具志堅議員から今ありました件についてお答えいたしま

す。

農地情報整備促進事業、この事業については国が行っております、大宜味村をモデル地域としてGIS、写真情報、地図情報の整備の事業であります。 以上です。

- O 議長(宮城功光) 7番 具志堅朝秀議員。
- 7番(具志堅朝秀) 国が行っている事業ということですので、これに基づいて農地 台帳とか整備が多分できると思うんです。ちょっと一言言いたいのは、やっぱり農業委員 の皆さんが何を言っても農地台帳がないから活動できないという言葉しか出てこないもの ですから、さったこの間の農業委員の選挙でも、やっぱり選挙権ある、ない、農業をして いるのになかったとか、農業していないのに選挙権があったとかいう人たちが今出てきて いる状況ですので、これはぜひ立派に整備していただきたいなと思っております。

今質問したいのは、これは大体めど的には、本年度か来年度かということでよろしいで すので、大体どれくらいかかるのかとお教えいただきたいなと思います。

- O 議長(宮城功光) 産業振興課長。
- O 産業振興課長(新城 寛) この事業はことしから始まりまして、整備されるのは最終的には来年になろうかと思います。23年以降、各市町村においても、今、他市町村の前にこの整備を我々大宜味村のほうがモデル地区としてやっていくと、23年以降はこのシステムに各市町村が参加するような形になってくるかと思います。

以上で終わります。

O 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第50号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第8 議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会 計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第51号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

〇 議長(宮城功光) 日程第9 議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会 計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第10 議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約については、 経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第53号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第11 議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する 規則を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則は、会議規則第39条第2項の 規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則は委員会の付託

を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第53号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則については原案 のとおり可決されました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第12 認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、 8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定 しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第13 認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査す ることに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第14 認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳 入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第15 認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会 計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査す ることに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第16 認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算 認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審 査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第17 認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別 会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査 することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

休憩いたします。

(午前10時24分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時33分)

◎諸般の報告

O 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の 互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。 予算審査特別委員会委員長に東 武久議員、副委員長に金城 勇議員。 決算審査特別委員会委員長に金城 勇議員、副委員長に宮城 武議員。 以上のとおり互選された旨の報告がありました。 これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○ 議長(宮城功光) お諮りいたします。委員会審査のため、9月19日、22日、24日及 び25日の4日間は休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、9月19日、22日、24日及び25日の4日間は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。 本日はこれで散会いたします。

(午前10時34分)

平成20年第7回大官味村議会定例会会議録

(第4号) 平成20年9月26日

1. 開議、閉会の日時

開 議(平成20年9月26日 午後4時00分)

閉 会 (平成20年9月26日 午後4時54分)

2. 出席議員(10名)

1番議員 大 城 佐 一 6番議員 宮 城 武

2番議員 新 城 一 智 7番議員 具志堅 朝 秀

3番議員 友 寄 景 光 8番議員 平 良 英 勝

4番議員 東 武 久 9番議員 平 良 嗣 男

5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程(第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 案 第44号	大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑~表決

	T		
日程番号	事件番号	件 名	摘 要
2	議 第45号	大宜味村むらづくり応援寄附条例	委員長報告 質疑~表決
3	議 第46号	大宜味村結い基金条例	委員長報告 質疑~表決
4	議 第47号	大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴 収条例	委員長報告 質疑~表決
5	議 第52号	塩屋集落道路改良工事の請負契約について	委員長報告 質疑~表決
6	議 第49号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑~表決
7	議 第50号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	委員長報告 質疑~表決
8	議 第51号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	委員長報告 質疑~表決
9	認 定第 1 号	平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定 について	委員長報告 質疑~表決
10	認 定第2号	平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について	委員長報告 質疑~表決
11	認 定 第 3 号	平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出 決算認定について	委員長報告 質疑~表決
12	認 定 第 4 号	平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について	委員長報告 質疑~表決
13	認 定 第 5 号	平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計 歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑~表決
14	認 定第 6 号	平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について	委員長報告 質疑~表決
15	陳 情 第 8 号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制度を求める意見書」を求める 陳情	委員長報告 質疑~表決
16	陳 第 9 号	学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生 法」の設置を進める陳情	委員長報告 質疑~表決
17	陳 第10号	「30人以下学級完全実現」のための陳情	委員長報告 質疑~表決
18	陳 第11号	「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する 陳情	委員長報告 質疑~表決
19	陳 第12号	09年度政府教育予算の拡充を求める意見書の採 択に関する陳情	委員長報告 質疑~表決
20	陳 第13号	県産品の優先使用について (要請)	付託省略質疑~表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
21	意 見 第 6 号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書	提案説明 付託省略
22	意 見 第 7 号	義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書	提案説明 付託省略
23		議員派遣の件	

◎開議の宣告

○ 議長(宮城功光) これから本日の会議を開きます。

(午後 4時00分)

◎議案第44号~議案第46号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(宮城功光) 日程第1 議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する 条例、日程第2 議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例及び日程第3 議案第46 号 大宜味村結い基金条例の3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会委員長新城一智

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第44号	大宜味村監査委員条例の一部を	改正する条例	可 全会一致
議案第45号	大宜味村むらづくり応援寄附条	令 例	可 全会一致
議案第46号	大宜味村結い基金条例		可 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第44号、議案第 45号及び議案第46号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について一括 して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月19日午後1時開会時間を午前10時45分に繰り上げて審査をいたしました。

まず、議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、財政健全化法(平成19年法律第94号)の施行に伴い、本条例第6条(決算等の審査)を改正するものとなっております。なお、本条例の施行は公布の日からとなっています。

本案に対する質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。 次に、議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例について報告いたします。

本案は、地方税法、大宜味村税条例の改正に伴い創設されるもので、村内外問わず元気な大宜味村村づくりに結いの心で賛同する個人、法人その他の団体からの寄附金を財源として、当該寄附を行った寄附者の意向を具体化するため、使途をあらかじめ指定することができる内容となっています。本条例の施行は、平成20年10月1日からとなっています。

本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 大宜味村結い基金条例について報告いたします。

本案は、議案第45号と関連し、寄附された寄附金を適正に管理運営するため、地方自治 法(昭和22年法律67号)第241条第1項の規定により設置するものです。なお、本条例の 施行は平成20年10月1日からとなっています。

本案についても質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告といたします。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第44号 大宜味村監査委員条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例について、委員長の報告に対す る質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第45号 大宜味村むらづくり応援寄附条例については委員長の報告の とおり可決されました。

これから議案第46号 大宜味村結い基金条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第46号 大宜味村結い基金条例について討論を行います。討論ありません

か。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 大宜味村結い基金条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第47号及び議案第52号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第4 議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例及び日程第5 議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約についての2件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会委員長 宮 城 武

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第47号	大宜味村畜産担い手育成総合	整備事業分担金徴収条例	可 決 全会一致

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第52号	塩屋集落道路改良工事の請負	契約について	可

(宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(宮城 武) ただいま議題となりました議案第47号及び 議案第52号の2件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括して報 告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長及び建設環境 課長の出席を求め、9月22日午後1時から審査をいたしました。

まず、議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例について報告します。

本案は、大宜味村畜産担い手育成総合整備事業を推進することから、分担金徴収条例を 制定しなければならないため制定するものであります。主な内容は、目的、分担金の総額、 被徴収者の範囲、分担金の徴収基準、分担金の徴収方法などが規定されています。

次に、議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約について報告します。

本件は、埋立地「結の浜」塩屋地内の宅地分譲地及び公営住宅地に計画している道路整備であります。工事の概要は、車道復巾6メートル、延長935.3メートルで、宅地分譲地の戸数は50戸の計画です。本工は、土工一式、排水工一式、給水工52カ所であります。請負契約金額は5,040万円、契約の相手は有限会社一円産業で、工期は平成20年9月30日から平成21年2月27日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しま した。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げて、報告といたします。

O 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例について、 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例について採 決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第47号 大宜味村畜産担い手育成総合整備事業分担金徴収条例については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約について、委員長の報告に対す る質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第52号 塩屋集落道路改良工事の請負契約については委員長の報告の とおり可決されました。

◎議案第49号~議案第51号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(宮城功光) 日程第6 議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、 日程第7 議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第8 議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会 委員長 東 武 久

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第49号	平成20年度大宜味村一般会計補	甫正予算	原案可決 全会一致
議案第50号	平成20年度大宜味村国民健康仍	R 険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第51号	平成20年度大宜味村簡易水道事	事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(東 武久予算審査特別委員会委員長 登壇)

O 予算審査特別委員会委員長(東 武久) ただいま議題となりました議案第49号から 議案第51号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括し て報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月22日午前10時に審査をいたしましたが、9月24日に議案第49号について村長より議案の訂正請求があり、同日午後2時に再度委員会を開催し、審査をいたしました。

3件の補正予算について、いずれも質疑、討論はなく、その審査結果は次のとおりであります。

議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、議案第50号 平成20年度大宜味村 国民健康保険特別会計補正予算及び議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会 計補正予算、3件について、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。

O 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に 対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。 討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

O 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第49号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論 を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第50号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論 を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決 いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第51号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について は委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号~認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第9 認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14 認定第6号 平成19年度大宜味村

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、一括して委員長の報告を求めます。 決算審査特別委員会委員長。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

決算審查特別委員会 委員長 金 城 勇

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
認定第1号	平成19年度大宜味村一般会計局	遠入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第2号	平成19年度大宜味村国民健康保定について	保険特別会計歳入歳出決算認	認 定 全会一致
認定第3号	平成19年度大宜味村老人保健** ついて	特別会計歳入歳出決算認定に	認 定 全会一致
認定第4号	平成19年度大宜味村簡易水道 定について	F業特別会計歳入歳出決算認	認 定 全会一致
認定第5号	平成19年度大宜味村公有水面均 算認定について	里立事業特別会計歳入歳出決	認 定 全会一致
認定第6号	平成19年度大宜味村公共下水道 認定について	道事業特別会計歳入歳出決算	認 定 賛成多数

(金城 勇決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長(金城 勇) ただいま議題となりました認定第1号から 認定第6号まで6件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して 報告します。

本委員会におきましては、9月24日に監査委員からの決算審査意見書の説明を受け、9月24日、25日の2日間にわたり、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成し

ているかどうかについて審査を行い、質疑においては村長出席のもと行いました。

まず、認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。村税の徴収率の向上に向けて特別滞納整理会議等の設置について、どう考えているかとの質疑に対し、今後実態を把握し、組織をつくって全庁的に取り組んでいきたいとの答弁でした。また、農林水産使用料で特産品加工施設使用料が補正減になっているが、村にとって大きな損失ではないかとの質疑に対し、施設が明け渡されていない現状では使用料としての請求はできないため、使用料相当金として請求をしているとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。国民健康保険税の徴収率低下により普通調整交付金が減額されているが、今後どう取り組んでいくかとの質疑に対し、日ごろから徴収の努力や個人台帳を作成し、差し押さえ等も行っていきたいとの答弁でした。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定については質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑、討論はなく、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、認定第1号 平成19年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については認 定することに決定しました。

休憩いたします。

(午後 4時23分)

○ 議長(宮城功光) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時24分)

O 議長(宮城功光) これから認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計 歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありません か。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに替成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、認定第2号 平成19年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

については認定することに決定いたしました。

これから認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件を採 決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに替成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、認定第3号 平成19年度大宜味村老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、認定第4号 平成19年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 については認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定 について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定 について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算認定の件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、認定第5号 平成19年度大宜味村公有水面埋立事業特別会計歳入歳出決算 認定については認定することに決定しました。

これから認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の 件を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定するこ

とに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、認定第6号 平成19年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定については認定することに決定しました。

◎陳情第8号~陳情第12号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(宮城功光) 日程第15 陳情第8号、日程第16 陳情第9号、日程第17 陳情 第10号、日程第18 陳情11号及び日程第19 陳情第12号について議題といたします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会 委員長 新城 一智

陳情審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

受理	受 理	件	名	審査	(n)	委員会の意見	措置
番号	年月日	17	1	結	果	安貝云の息丸	1日
8	2 0 年7月28日	「協同出資・協 協同組合法(仮 な制定を求める を求める陳情		採 全会-	択一致		地方自治 法第99条 の措置
9	2 0 年 8月29日	学校現場の多性 「労働安全衛生 置を進める陳情	三委員会」の設	採 全会-	択一致		地方自治 法第125 条の措置 (教育委

				員会)
10	2 0 年 8月29日	「30人以下学級完全実現」 のための陳情	採 択 全会一致	地方 125 条の措置 (教育 員会)
11	2 0 年 8月29日	「全国学力・学習状況調査」 の公表等に関する陳情	採択全会一致	地 法 第 1 2 5 4 3 6 4 6 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
12	2 0 年9月2日	0 9年度政府教育予算の拡充 を求める意見書の採択に関す る陳情	採 択 全会一致	地方自治 法第99条 の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号及び陳情第12号について、9月19日審査いたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

なお、5件の陳情については、質疑、討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと 決定し、陳情第9号、陳情第10号及び陳情第11号の採択に当たって、教育委員長へ送付す ることが適当との決定をしておりますので、議長において地方自治法第125条の規定によ る措置のお取り計らいをお願いします。

また、陳情第8号及び陳情第12号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するため 意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告を終わります。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第8号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第8号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第8号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな制定を求める意見書」採択を求める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

O 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第8号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかな 制定を求める意見書」採択を求める陳情については委員長の報告のとおり採択することに 決定しました。

これから陳情第9号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第9号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置を進める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第9号 学校現場の多忙化を解消し、「労働安全衛生委員会」の設置 を進める陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第10号 「30人以下学級完全実現」のための陳情について、委員長の報告 に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第10号 「30人以下学級完全実現」のための陳情について討論を行います。 討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 「30人以下学級完全実現」のための陳情について採決いたします。 本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛 成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第10号 「30人以下学級完全実現」のための陳情については委員長の 報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第11号 「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第11号 「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情について討論 を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第11号 「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

O 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第11号 「全国学力・学習状況調査」の公表等に関する陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) お諮りいたします。ただいま採択することに決定しました陳情第 9号、陳情第10号及び陳情第11号については、地方自治法第125条の規定により教育委員 長へ送付することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号、陳情第10号及び陳情第11号については、地方自治法第125条の規 定により、教育委員長へ送付することに決定しました。

- O 議長(宮城功光) これから陳情第12号 09年度政府教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。 (発言する者なし)
- 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第12号 09年度政府教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。

これから陳情第12号 09年度政府教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第12号 09年度政府教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する陳 情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第13号の上程、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第20 陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)について議題といたします。

お諮りいたします。陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)については、会議 規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)について採決いたします。 本案について原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、陳情第13号 県産品の優先使用について(要請)については原案のとおり 採択することに決定しました。

◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第21 全員発議により提出されました意見案第6号 「協同 出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) 意見案第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 新城一智 大城佐一 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかなる制定を求めるこ

とについて、関係機関へ要請するため。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書 今、地域のさまざまな問題を解消するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期 待がかかっています。そのような中で、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO(特

定非営利活動法人)、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。

このひとつである「協同労働の協同組合」は協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人おり、事業規模は年300億円程度に上るとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育で支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。また、県内の雇用情勢は、失業率、求人率とも全国最悪の状況ですが、協同労働で仕事を起こす、この新しい働き方は働きがいや生きがいづくりも併せ、就労の機会創出が期待できます。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約できない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。

既に欧米では、労働者協同組合(ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ)についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同し、また、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっています。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会的連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣 経済産業大臣 以上、よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて 採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速や かな制定を求める意見書は委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託 を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな 制定を求める意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第6号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速や かな制定を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第22 全員発議により提出されました意見案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(7番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 7番(具志堅朝秀) 意見案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出しま す。

平成20年9月26日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 具志堅朝秀 平良英勝 宮城 武 金城 勇 東 武久 友寄景光 新城一智 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 義務教育の円滑な推進を図るため、義務教育国庫負担制度の維持を関係機関 へ要請するため。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と教育水準の維持向上を目的として創設された制度であり、我が国の教育制度の根幹をなす非常に大切なものである。

しかしながら、国においては、三位一体改革の中で、国庫負担の割合を2分の1から3分の1に引き下げたばかりか、今後、制度全廃も含めた検討がなされる可能性があり、自主財源の乏しい地方自治体にとって大きな不安となっている。

義務教育における国と地方の役割について十分議論されないまま、改革の名の下に、このような見直しが行われると、義務教育に係る地方自治体の財政負担は増大し、将来にわたる過重負担となるばかりではなく、各地方自治体の規模・財政力によって学校運営に地域格差が生じ、ひいては教育水準の低下を招くことになりかねない。

よって、本村議会は、国及び関係行政機関に対し、下記事項について早急に実現するよう強く要請する。

記

- 1. 「子どもと向き合う時間の確保」をはかり、きめ細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を策定し、実施すること。
 - 2. 教育の自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度について、国

庫負担率の2分の1に復元することを含め制度を堅持すること。

- 3. 学校施設整備費、就学援助・奨学金・学校・通学路の安全対策など、教育予算の充 実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。合わせて、 40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのための財源確 保に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。 平成20年9月26日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第7号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書は原案のと おり可決されました。

◎議員派遣の件

O 議長(宮城功光) 日程第23 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣すること にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成20年9月26日

本会議は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

- 1. 件名:北部市町村議会議長会総会
 - (1)目 的 北部市町村議会の円滑な運営に資するため
 - (2)派遣場所 伊是名村
 - (3)期 間 平成20年9月2日~9月3日の2日間
 - (4)派遣議員 議長
- 2. 件名:沖縄県町村議会議長会主催の議員研修会
 - (1)目 的 町村議会を取り巻く諸課題の活性化に資するため
 - (2)派遣場所 読谷村文化センター
 - (3)期 間 平成20年10月30日の1日間
 - (4)派遣議員 全議員
- 3. 件名:第52回町村議会議長会全国大会及
 - (1)目 的 住民自治に基づく個性と活力に満ちた町村の実現を期するため

- (2)派遣場所 東京都
- (3)期 間 平成20年11月19日~11月22日の4日間
- (4)派遣議員 議長

O 議長(宮城功光) 会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の 結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に 委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(宮城功光) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第7回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 4時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員